

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 制定理由

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所の認可基準を定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正されたことから、この省令で示された基準を勘案し、本条例について、所要の改正をするものである。

2 条例案の内容

(1) 設備

設備に関する主な基準として、「保育室等を4階以上に設ける建物について、避難用として必要な設備」について定める。なお、保育の充実を図る観点から、「乳児室の面積は、満2歳に満たない乳幼児1人につき3.3㎡以上とすること」とする。

(2) 運営

運営に関する主な基準として、「保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、職員や保護者に周知しなければならないこと」について規定する。また、子どもの人権に係る部分において、「青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえること」を定める。

3 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成27年4月1日予定）。ただし、子どもの人権に係る部分は、公布の日。

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年 月 日提出

青森市長 鹿内 博

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十四年青森市条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

目次中 第四十条」を 第三十九条」に、 第四十一条」を 第四十条」に改める。

第六条第二項中 設置者は、」の下に 青森市子どもの権利条例 平成二十四年青森市条例第七十三号)の基本的な考え方を踏まえつつ、全ての」を加える。

第十五条第三項中 若しくは保育の実施」を 「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十六条中 児童福祉施設」の下に 「保育所を除く。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該施設の職員及び児童の保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び額
 - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 保育所の運営に関する重要事項
- 第十九条第三項中 若しくはは保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。
- 第三十一条第二項の表中 乳児室にあつてはその面積が二歳未満児一人につき一・六五平方メートル以上であり、ほふく室にあつてはその」を削る。
- 第三十三条第三号中 「保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段」を削り、同号イ中 三階まで」の下に 「保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、当該保育室等が設けられている階まで」を、付室」の下に 「保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備 同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。」を有するものに限る。」を加え、同号ロ中 設備」の下に 「保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、当該屋外傾斜路に限る。」を加え、同号ハを次のように改める。
- ハ 屋外階段 保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造

のものに限る。)

第三十五条第二項中「認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 平成十八年法律第七十七号。以下 就学前保育等推進法」という。第六條第二項に規定する認定こども園をいう。である保育所以下 認定保育所」という。にあつては、幼稚園 学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。と同様に一日に四時間程度利用する幼児 以下 短時間利用児」という。おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児 以下 長時間利用児」という。おおむね二十人につき一人以上」及び「認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上」を削る。

業務の質の評価等)

第三十九条 保育所の設置者は、第六條第二項に定めるところにより、法第三十九条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第四十条を削る。

第五章中第四十一条を第四十条とする。

附 則

施行期日)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。ただし、第六條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

～
～
～
～
～
～
～
～
～
～
◇
～
～
～
～
～
～
～
～
～
～

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育所の設備及び運営に関する基準を変更する等のため、提案するものである。

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十四年十二月二十五日 条例第七十四号 改正 平成二六年六月条例第二一号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第十九条） 第二章 助産施設（第二十条—第二十三条） 第三章 母子生活支援施設（第二十四条—第三十条） 第四章 保育所（第三十一条—第<u>三十九条</u>） 第五章 雑則（第<u>四十</u>条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第五条 略</p> <p>（児童福祉施設の一般原則）</p> <p>第六条 児童福祉施設の設置者は、<u>青森市子どもの権利条例（平成二十四年青森市条例第七十三号）の基本的な考え方を踏まえつつ、全ての入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u></p> <p>2 略 3 略</p> <p>第七条～第十四条略</p> <p>（入所者及び職員の健康診断）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 略</p>	<p>○青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成二十四年十二月二十五日 条例第七十四号 改正 平成二六年六月条例第二一号</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第十九条） 第二章 助産施設（第二十条—第二十三条） 第三章 母子生活支援施設（第二十四条—第三十条） 第四章 保育所（第三十一条—第<u>四十</u>条） 第五章 雑則（第<u>四十一</u>条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条～第五条 略</p> <p>（児童福祉施設の一般原則）</p> <p>第六条 児童福祉施設の設置者は、_____入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>2 略 3 略</p> <p>第七条～第十四条略</p> <p>（入所者及び職員の健康診断）</p> <p>第十五条 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>3 第一項に規定する健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する書類に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施、<u>保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置</u>を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(規程)</p> <p>第十六条 児童福祉施設<u>(保育所を除く。)</u>の設置者は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に係る重要事項について規程を定め、これを当該施設の職員並びに入所者及び児童の保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p><u>2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め、これを当該施設の職員及び児童の保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>一 <u>施設の目的及び運営の方針</u></p> <p>二 <u>提供する保育の内容</u></p> <p>三 <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>四 <u>保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p>五 <u>保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及び額</u></p> <p>六 <u>乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>七 <u>保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</u></p> <p>八 <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>九 <u>非常災害対策</u></p>	<p>3 第一項に規定する健康診断をした医師は、その結果に関し必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する書類に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは<u>保育の実施</u></p> <p>_____を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(規程)</p> <p>第十六条 児童福祉施設_____の設置者は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に係る重要事項について規程を定め、これを当該施設の職員並びに入所者及び児童の保護者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正後	改正前
<p><u>十 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十一 保育所の運営に関する重要事項</u></p> <p>第十七条～第十八条 略</p> <p>(苦情への対応等)</p> <p>第十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、市から第一項の措置又は助産の実施、母子保護の実施、<u>保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置</u>に係る指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言の内容を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第二十条～第三十条 略</p> <p>(保育所の設備の基準)</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる保育所には、同表の中欄に掲げる設備を設けなければならない。この場合において、当該設備にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>第十七条～第十八条 略</p> <p>(苦情への対応等)</p> <p>第十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童福祉施設の設置者は、市から第一項の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは<u>保育の実施</u> _____に係る指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言の内容を勘案して、必要な改善を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第二十条～第三十条 略</p> <p>(保育所の設備の基準)</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる保育所には、同表の中欄に掲げる設備を設けなければならない。この場合において、当該設備にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p>

改正後			改正前		
保育所	設けなければならない設備	要件	保育所	設けなければならない設備	要件
乳児又は満二歳に満たない幼児（この表において「二歳未満児」という。）を入所させる保育所	乳児室又はほふく室	保育に必要な用具を備え、かつ、 面積が二歳未満児一人につき三・三平方メートル以上であること。	乳児又は満二歳に満たない幼児（この表において「二歳未満児」という。）を入所させる保育所	乳児室又はほふく室	保育に必要な用具を備え、かつ、 <u>乳児室にあつてはその面積が二歳未満児一人につき一・六五平方メートル以上であり、ほふく室にあつてはその面積が二歳未満児一人につき三・三平方メートル以上であること。</u>
	医務室	嘱託医等が活動するに当たり適切な衛生状態及び面積が確保されたものであること。		医務室	嘱託医等が活動するに当たり適切な衛生状態及び面積が確保されたものであること。
満二歳以上の幼児（この表において「二歳以上児」という。）を入所させる保育所	保育室又は遊戯室	保育に必要な用具を備え、かつ、その面積が二歳以上児一人につき一・九八平方メートル以上であること。	満二歳以上の幼児（この表において「二歳以上児」という。）を入所させる保育所	保育室又は遊戯室	保育に必要な用具を備え、かつ、その面積が二歳以上児一人につき一・九八平方メートル以上であること。
	屋外遊戯場（保育所の付近にある公園等の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）	面積が二歳以上児一人につき三・三平方メートル以上であること。		屋外遊戯場（保育所の付近にある公園等の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）	面積が二歳以上児一人につき三・三平方メートル以上であること。
第三十二条 略			第三十二条 略		

改正後	改正前
<p>(保育室等を三階以上に設ける建物に係る設備の基準)</p> <p>第三十三条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 次に掲げる避難用の施設又は設備のうちいずれか一以上の施設又は設備_____</p> <p>_____</p> <p>_____が設けられていること。</p> <p>イ 屋内階段(建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造のものであって、建築物の一階から三階まで(保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、当該保育室等が設けられている階まで)の部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室(保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。))を有するものに限る。)を通じて連絡し、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の規定に該当するもの又は同令第百二十三条第三項各号に規定する構造のものに限る。)</p> <p>ロ 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、当該屋外傾斜路に限る。))</p> <p>ハ 屋外階段(保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造のものに限る。))</p> <p>四～八号 略</p>	<p>(保育室等を三階以上に設ける建物に係る設備の基準)</p> <p>第三十三条 略</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 次に掲げる避難用の施設又は設備のうちいずれか一以上の施設又は設備(保育室等を四階以上に設ける建物にあつては、建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段)が設けられていること。</p> <p>イ 屋内階段(建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造のものであって、建築物の一階から三階まで_____</p> <p>_____の部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室_____</p> <p>_____を通じて連絡し、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の規定に該当するもの又は同令第百二十三条第三項各号に規定する構造のものに限る。)</p> <p>ロ 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備_____</p> <p>_____</p> <p>ハ 屋外階段_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>四～八号 略</p>

改正後	改正前
<p>第三十四条 略</p> <p>(保育所の職員)</p> <p>第三十五条 略</p> <p>2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上</p> <p>_____</p> <p>_____とし、一保育所当たり二人を下らないものとしなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>三十六条～三十八条 略</p> <p><u>(業務の質の評価等)</u></p> <p>第三十九条 <u>保育所の設置者は、第六条第二項に定めるところにより、法第三十九条に規定する業務の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</u></p>	<p>第三十四条 略</p> <p>(保育所の職員)</p> <p>第三十五条 略</p> <p>2 保育士の員数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上</p> <p><u>(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第六条第二項に規定する認定こども園をいう。))である保育所(以下「認定保育所」という。))にあっては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。))と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上<u>(認定保育所</u>にあっては、<u>短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)</u>とし、一保育所当たり二人を下らないものとしなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>三十六条～三十八条 略</p> <p><u>(公正な選考)</u></p> <p>第三十九条 <u>就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。</u></p>

青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例案骨子

1 制定理由

平成27年4月から実施予定の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所の認可基準を定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正されたことから、この省令で示された基準を勘案し、本条例について、所要の改正をするものである。

2 対象となる施設

保育所

3 主な基準

項目		内容
総則	児童福祉施設の一般原則	児童福祉施設は、 <u>青森市子どもの権利条例の基本的な考え方を踏まえ</u> 、入所している者の人権に配慮するとともに、人格を尊重しなければならない。
運営に関する基準	児童福祉施設内部の規程	保育所は、施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①施設の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 ⑦保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪保育所の運営に関する重要事項
	業務の質の評価等	保育所は、自ら質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
	設備に関する基準	乳児室の面積は、満2歳に満たない <u>乳幼児1人につき3.3平方メートル以上</u> であること。 保育室等を4階以上に設ける建物は、避難用として、 <u>防火設備等がある屋内階段、耐火構造の屋外傾斜路（スロープ）</u> 又は屋外階段を設けなければならない。

※アンダーラインは、今回改正しようとする部分である。

4 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成27年4月1日予定）。ただし、子どもの人権に係る部分は、公布の日。